

フロン放出禁止規制を定めた県条例が いよいよ7月1日から施行！

昨年7月18日に公布された兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」によるフロン放出禁止規制の施行を目前に控え、県はこのほど、この条例の第144条にある「特定物質」、第145条にある「特定物質使用機器」、「特定物質排出防止基準」を規則及び告示により決めました。

これにより、全国でもはじめてのフロン放出禁止規制が、いよいよ本年7月1日から施行されます。

これら県条例、規則及び告示の内容は次のとおりですが、本推進協議会では、当条例におけるフロン放出禁止規制の周知を図るため、兵庫県の委託を受け、関係事業者の方々等を対象とした説明会を開催しますので、積極的にご参加いただきますようよろしくお願いいたします（条例説明会の詳細につきましては、4頁をご覧ください）。

フロン放出禁止規制を定めた条例等の概要

1. 対象となるフロン

条例第144条に定める「特定物質」として、フロン11、フロン12、フロン113フロン114、フロン115が対象となります。また、これらのフロンを含む混合冷媒（例えばフロン502等）も対象となります。

2. 対象となる機器

条例第145条に定める「特定物質使用機器」として、冷凍機、自動車用エアコン、空気調和機器、家庭用冷蔵庫、冷凍冷蔵機器、自動販売機等が対象となります。

3. 回収の義務付け

上記(2)の「特定物質使用機器」を、使用し、修理し、廃棄する場合には、回収装置等を使用して事前にフロンを回収することによって大気中にフロンを放出しない旨を定めた「特定物質排出防止基準」を遵守しなければなりません。

4. 「特定物質排出防止基準」の概要

- (1) 「特定物質使用機器」を使用する事業者（使用事業者）は、フロンが大気中に放出されないよう日常点検等を行うこと。
- (2) 「特定物質使用機器」を修理または廃棄する事業者（修理・廃棄事業者）が、「特定物質使用機器」の修理・廃棄をする場合で、フロンが大気中に放出されるおそれがあるときは、回収装置等を使用して事前にフロンを回収する等の措置を講じること。
- (3) 上記の措置を講じたときは、例えば帳簿に回収状況を記録する等により、排出防止基準の遵守状況を把握する措置を講じること。
- (4) 使用事業者、修理・廃棄事業者は、作業に従事する者等に対し、特定物質排

出防止に関する周知等を行うこと。

5. 立入検査、罰則

兵庫県（保健所公害課）、神戸市等が立入検査を行い、上記の排出防止基準が遵守されていないときは改善命令が発せられ、さらにその命令に違反した場合には罰則が課されます。

環境の保全と創造に関する条例（平成7年7月18日 兵庫県条例第28号）
< 特定物質（フロン）排出規制関係条文抜粋 >

第6章 地球環境の保全等

第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進 （略）

第2節 地球の温暖化の防止 （略）

第3節 オゾン層の保護

（特定物質の排出の制限）

第144条 何人も、オゾン層を破壊する物質のうち規則で定めるもの（以下「特定物質」という。）をみだりに大気中に排出してはならない。

（特定物質排出防止基準の設定）

第145条 知事は、特定物質を使用する機器のうち規則で定めるもの（以下「特定物質使用機器」という。）を使用し、修理し、又は廃棄するに当たっての特定物質の大気中への排出を防止するための基準（以下「特定物質排出防止基準」という。）を定めるものとする。

2 第33条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による特定物質排出防止基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（特定物質排出防止基準の遵守）

第146条 特定物質使用機器を使用し、修理し、又は廃棄しようとする事業者は、特定物質排出防止基準を遵守しなければならない。

2 第61条第4項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

（特定物質の排出防止のために講ずる措置への協力）

第147条 特定物質又は特定物質使用機器を製造し、販売し、又は使用する者は、前条第1項の事業者が特定物質の大気中への排出を防止するために講ずる措置に協力するように努めなければならない。

（指導又は助言）

第148条 知事は、特定物質の大気中への排出の防止を図るため、第146条第1項の事業者に対し、指導又は助言を行うものとする。

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（平成8年6月12日付 兵庫県規則第58号）

第46条 条例第144条に規定する規則で定める特定物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) トリクロロフルオロメタン（別名CFC-11）
- (2) ジクロロジフルオロメタン（別名CFC-12）
- (3) トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC-113）
- (4) ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC-114）
- (5) クロロペンタフルオロエタン（別名CFC-115）

第47条 条例第145条第1項に規定する規則で定める特定物質を使用する機器は、次に掲げる機器であって、特定物質を使用するものとする。

- (1) 圧縮機ユニットその他の冷凍機
- (2) 自動車用エアコンディショナ、パッケージ用エアコンディショナその他の空気調和機器
- (3) 家庭用冷凍冷蔵庫、冷蔵用ショーケースその他の冷凍冷蔵機器
- (4) 自動販売機その他の冷凍機応用製品

環境の保全と創造に関する条例第145条第1項の規定による特定
物質排出防止基準を定める告示

兵庫県告示第907号の5

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第145条第1項の規定による特定物質排出防止基準（以下「排出防止基準」という。）を次のとおり定め、平成8年7月1日から施行する。

平成8年6月12日

兵庫県知事 貝原俊民

1. 特定物質使用機器を使用する事業者（以下「使用事業者」という。）は、特定物質の大気中への排出を防止するため、特定物質使用機器の損傷、腐食等による冷媒として使用される特定物質の漏洩の有無等について日常点検を行い、異常のあるときは、速やかに補修その他の適切な措置を講じること。
2. 使用事業者は、特定物質使用機器を使用する作業に従事する者に対して、冷媒として使用される特定物質の排出防止のための措置に関して周知すること。
3. 特定物質使用機器を修理、廃棄しようとする事業者（以下「修理・廃棄事業者」という。）が、特定物質使用機器について冷媒として使用される特定物質の排出の恐れのある修理又は廃棄をしようとするときは、当該特定物質の回収のための装置又は器具（以下「回収装置等」という。）を使用するほか、適切な方法により当該特定物質の排出防止のための措置を講じること。
4. 修理・廃棄事業者が、3の措置を講じたときは、排出防止基準の遵守状況が把握することができるための措置を講じること。
5. 修理・廃棄事業者が、回収装置等を使用して特定物質使用機器から冷媒として使用される特定物質を回収しようとするときは、次の(1)から(4)までに掲げる基準により行うこと。
 - (1) 回収装置等を使用しようとするときは、当該回収装置等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、速やかに補修その他の適切な措置を講じること。
 - (2) 回収装置等を使用して特定物質使用機器から当該特定物質を回収しようとするときは、やむを得ない場合を除き、当該特定物質使用機器から当該特定物質が漏洩することのないよう、当該回収装置等を確実に操作する等適切な方法により実施すること。
 - (3) 特定物質使用機器からの当該特定物質の回収は、使用する回収装置等の能力、回収する場所、気温等に応じ、適切な方法により行うこと。
 - (4) 回収装置等を使用して特定物質使用機器から当該特定物質を回収する作業の終了後は、当該回収装置及び当該特定物質を回収した容器に付属したバルブ等を確実に閉止し、回収した当該特定物質の漏洩を防止するための適切な措置を講じること。
6. 修理・廃棄事業者は、回収装置等を使用して特定物質使用機器から冷媒として使用される特定物質の排出の防止のための作業に従事する者に対し、当該特定物質の排出防止のための措置、回収装置等の使用方法等に関し、事前の研修、周知を行うこと。

フロン放出禁止規制に係る条例説明会を実施！

条例によるフロン放出禁止規制の施行に伴い、本推進協議会では、関係事業者の方々等にこの条例についての理解をより深めていただくため、下記の3会場にて条例説明会を開催します。

当日は、冷媒フロン回収技術に係る講習会を併せて実施しますので、多数ご参加頂きますよう、よろしくお願ひします。

なお、参加費は無料です。参加を希望される方は、1.会社（団体）名、2.所在地、3.電話番号、4.参加希望会場名、5.参加者名を明記の上、推進協議会事務局あてに郵送またはFAXにてお申し込みください。

【兵庫県フロン回収・処理推進協議会事務局】

〒650 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県生活文化部環境局大気課内
Tel(078)341-7711 内線3366・3367 Fax(078)362-3966

条例説明会 会場

神戸会場 6月28日(金) 13:30～15:00

神戸市中央区下山手通4丁目18-2 兵庫県職員会館1階ホール
(TEL 078-221-3511)

(交通)

地下鉄県庁前駅から北へすぐ

JR元町駅、阪神元町駅から北へ徒歩5分

駐車場はありません。

姫路会場 7月2日(火) 13:30～15:00

姫路市安田4丁目1番地(姫路市役所北隣) 姫路市職員会館(アンドーネ)3階第1講義
室

(TEL 0792-21-2953)

(交通)

JR姫路駅南口から南へ徒歩15分

JR姫路駅南口から南へバス5分(姫路市役所前)

駐車場はありません。

尼崎会場 7月9日(火) 13:30～15:00

尼崎市東難波町4丁目 尼崎市立労働福祉会館3階中ホール
(TEL 06-481-4561)

(交通)

阪神尼崎駅から北へ徒歩10分

阪神尼崎駅から北へバス5分(労働福祉会館前)

駐車場はありません。

事務局だより

県条例による全国ではじめてのフロン放出禁止規制が、7月1日から施行されます。現在、福島県においても同様の条例規制が検討されているとのことであり、今後もこうした規制を実施する自治体は増えるものと思われます。

しかしながら、この規制が円滑かつ実効性をもって進められていくためには、会員の皆様方のより一層のご理解とご協力が必要となることは言うまでもありません。今後も、県民・事業者・行政が一体となってオゾン層保護に取り組んでいきたいと思っておりますので、会員の皆様方のご支援をよろしくお願いいたします。

また、7月は「オゾン層保護対策推進月間」です。本年も、各方面で様々な普及啓発活動が展開されることとなっておりますので、会員の皆様方の積極的なご参加をお願いいたします。